

日	曜	議 事 内 容	備 考
2/22	月	午後1時開会 本会議（提案理由説明） ※ 議案研究	
23	火	休 会	
24	水		※ 議案研究
25	木		※ 議案研究
26	金		
27	土		
28	日		
3/1	月	午後1時開議 本会議（代表質疑）	
2	火	午前10時開議 本会議（代表質疑）	
3	水	午後1時開議 本会議（代表質疑）	
		予算審査特別委員会（本会議散会后） 1 委員長・副委員長の互選 2 分科会の設置、分科会委員の選任 3 分科会主査・副主査の互選 4 理事会の設置 ※ 予算審査特別委員会理事会（休憩時） 5 総括説明	
4	木	予算審査特別委員会（分科会） ○第1分科会（財政局の所管）	※①審査会場は、第1～第3委員会室を使用。 ②財政局所管審査は、第1委員会室で行い、委員席はスクール形式とし、委員外議員の傍聴スペースを確保する。 ③他分科会の委員は傍聴可能 ④発言したい場合は、委員外議員の発言申出または分科会委員の差し替え申出 ⑤指摘要望事項の検討は分科会最終日とし、所管局の審査が終了していない場合は審査を終了させてから行う。
5	金	予算審査特別委員会（分科会） ○第2分科会（保健福祉局の所管） ○第3分科会（市民局の所管）	
6	土		
7	日		
8	月	予算審査特別委員会（分科会） ○第1分科会（総務局の所管） ○第4分科会（こども未来局の所管） ○第5分科会（都市局の所管）	
9	火	予算審査特別委員会（分科会） ○第2分科会（消防局、病院局の所管） ○第3分科会（環境局の所管）	
10	水	予算審査特別委員会（分科会） ○第1分科会（総合政策局、会計室、行政委員会、議会の所管） ○第4分科会（教育委員会の所管） ○第5分科会（建設局、水道局の所管）	
11	木	予算審査特別委員会（分科会） ○第3分科会（経済農政局、農業委員会の所管）	
12	金	予算審査特別委員会（分科会） ○第1～第5分科会（審査予備日、指摘要望事項の検討）	
13	土		
14	日		
15	月	常任委員会	
16	火	常任委員会	
17	水	午後1時開議 本会議（市政に関する一般質問）	
18	木	午前10時開議 本会議（市政に関する一般質問）	
19	金	午後1時開議 本会議（市政に関する一般質問）	
20	土	休 会	
21	日		
22	月		
23	火	午前10時開議 本会議（市政に関する一般質問）	
24	水	午後1時開議 本会議（市政に関する一般質問） ※ 予算審査特別委員会理事会（午後3時の休憩時）	
25	木	午後1時開議 本会議（市政に関する一般質問） ※ 議会運営委員会（午後3時の休憩時） ※ 予算審査特別委員会（分科会報告、意見表明、採決）（本会議散会后）	
26	金	午前10時開議 本会議（委員長報告、討論、採決）	

第3回定例会運営日程改正案（23年3定参考）

日	曜	議 事 内 容	
9/6	火	午後1時開会 本会議（提案理由説明） ※ 議案研究	
7	水	休 会	※ 議案研究
8	木		
9	金	午後1時開議 本会議（議案質疑、常任委員会付託）	
10	土	休 会	
11	日		
12	月		常任委員会
13	火		常任委員会
14	水	午後1時開議 本会議（代表質疑）	
15	木	午前10時開議 本会議（代表質疑） ※議会運営委員会（午後3時の休憩時）	
16	金	午前10時開議 本会議（代表質疑、決算審査特別委員会設置・付託、 常任委員長報告、討論、採決）	
		決算審査特別委員会（本会議散会后） 1 委員長・副委員長の互選 2 分科会の設置、分科会委員の選任 3 分科会主査・副主査の互選 4 理事会の設置 ※ 決算審査特別委員会理事会（休憩時） 5 総括説明	
17	土	休 会	
18	日		
19	月		(敬老の日)
20	火		決算審査特別委員会（分科会） ○第1分科会（財政局の所管）
21	水		決算審査特別委員会（分科会） ○第2分科会（保健福祉局の所管） ○第3分科会（市民局の所管）
22	木		決算審査特別委員会（分科会） ○第1分科会（総務局の所管） ○第4分科会（こども未来局の所管） ○第5分科会（都市局の所管）
23	金		(秋分の日)
24	土		
25	日		
26	月		決算審査特別委員会（分科会） ○第2分科会（消防局、病院の所管） ○第3分科会（環境局の所管）
27	火		決算審査特別委員会（分科会） ○第1分科会（総合政策局、会計室、行政委員会、議会の所管） ○第4分科会（教育委員会の所管） ○第5分科会（建設局、水道の所管）
28	水		決算審査特別委員会（分科会） ○第3分科会（経済農政局、農業委員会の所管）
29	木		決算審査特別委員会（分科会） ○第1～第5分科会（審査予備日、指摘要望事項の検討）
30	金		午後1時開議 本会議（市政に関する一般質問）
10/1	土	休 会	
2	日		
3	月	午前10時開議 本会議（市政に関する一般質問）	
4	火	午後1時開議 本会議（市政に関する一般質問）	
5	水	午前10時開議 本会議（市政に関する一般質問）	
6	木	午後1時開議 本会議（市政に関する一般質問） ※ 決算審査特別委員会理事会（午後3時の休憩時）	
7	金	午前10時開議 1 市政に関する一般質問 ※ 決算審査特別委員会（分科会報告、意見表明、採決）（本会議散会后）	
8	土	休 会	
9	日		
10	月		
11	火	午前10時開議 1 市政に関する一般質問 ※ 決算審査特別委員会（分科会報告、意見表明、採決）（本会議散会后）	
12	水	午後1時開議 1 決算審査特別委員長報告、討論、採決	

※①審査会場は、第1～第3委員会室を使用。  
②財政局所管審査は、第1委員会室で行い、委員席はスクール形式とし、委員外議員の傍聴スペースを確保する。  
③他分科会の委員は傍聴可能  
④発言したい場合は、委員外議員の発言申出または分科会委員の差し替え申出  
⑤指摘要望事項の検討は分科会最終日とし、所管局の審査が終了していない場合は審査を終了させてから行う。